



# 島根県報

平成24年3月30日（金）

号外第65号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

（人 事 課） 2

## 公布された条例等のあらまし

## ◇島根県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第54号）

## 1 規則の概要

(1) 平成24年度組織改正を次のように行うこととした。

## ア 本庁

部	課	改正の概要
総務部	原子力安全対策課	「避難対策室」を設置 「原子力環境センター」を保健環境科学研究所から移管
地域振興部	地域政策課	「しまね暮らし推進室」を廃止
	しまね暮らし推進課	設置
	土地資源対策課	業務を地域政策課及び用地対策課に移管し、廃止
健康福祉部	健康推進課	「がん対策推進室」を医療政策課から移管

## イ 地方機関

部	事務所等	改正の概要
農林水産部	東部農林振興センター	「中海干拓営農部」を廃止
	農林大学校	農業大学校を「農林大学校」に改称

(2) その他所要の改正

## 2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

## 規 則

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第54号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項の表政策企画局の部秘書課の項中「秘書グループ」を「秘書スタッフ」に改め、同表総務部の部税務課の項中「企画税制グループ、徴収・市町村税グループ」を「企画・市町村税グループ、納税グループ」に改め、同部原子力安全対策課の項を次のように改める。

原子力安全対策課	原子力防災対策グループ、原子力安全対策グループ
----------	-------------------------

第12条第1項の表総務部の部総務事務センターの項中「統括スタッフ」を「総務グループ」に改め、「経理第三グループ」の次に「経理第四グループ」を加え、同表地域振興部の部地域政策課の項中「政策企画スタッフ」の次に「エネルギー政策スタッフ」を加え、同項の次に次のように加える。

しまね暮らし推進課	まちづくり支援グループ、中山間地域支援グループ、定住支援グループ
-----------	----------------------------------

第12条第1項の表地域振興部の部情報政策課の項中「情報システム管理グループ」を「システム企画グループ、システム管理グループ、システム最適化グループ」に改め、同部土地資源対策課の項を削り、同表環境生活部の部自然環境課の項中「自然保護グループ」の次に「隠岐ジオパーク推進スタッフ」を加え、同部環境政策課の項中「湖沼・水質保全スタッフ」を削り、同部廃棄物対策課の項中「化学物質管理スタッフ」を削り、同表健康福祉部の部健康福祉総務課の

項中「企画調整スタッフ」の次に「、要援護者避難対策スタッフ」を加え、同部地域福祉課の項中「指導監査第一スタッフ、指導監査第二スタッフ」を「指導監査スタッフ」に改め、同部高齢者福祉課の項中「、計画策定スタッフ」を削り、同表農林水産部の部農業経営課の項中「金融・団体グループ、担い手育成グループ」を「農業金融グループ、農業団体グループ、担い手育成第一グループ、担い手育成第二グループ」に改め、「、企業参入促進スタッフ」を削り、同部農畜産振興課の項中「園芸グループ」を「野菜・花きグループ、果樹グループ」に改め、同部林業課の項中「公有林グループ」を「水と緑の森づくりグループ」に改め、「、水と緑の森づくりスタッフ」を削り、同表商工労働部の部観光振興課の項中「誘客推進グループ」の次に「、観光戦略スタッフ」を加え、同表土木部の部用地対策課の項中「公共用地グループ」の次に「、土地審査・計画グループ」を加え、同部道路維持課の項中「管理連携・長寿命化スタッフ」を「道路防災グループ」に改め、同部道路建設課の項中「管理グループ」を「業務グループ」に改め、「第五大橋・国道建設グループ」の次に「、道路環境整備グループ」を加え、同部河川課の項中「管理グループ」を「水政グループ、管理グループ」に改め、同部港湾空港課の項中「港湾整備グループ」の次に「、港湾企画スタッフ」を加え、同部建築住宅課の項中「建築指導スタッフ」の次に「、県営住宅スタッフ」を加え、同表出納局の部審査指導課の項中「審査第二グループ」の次に「、審査第三グループ」を加え、同条第2項中「又はスタッフ」を削り、同表農林水産部商工労働部の項中「拠点機能強化スタッフ」を削り、同条第5項の表人事課の項の次に次のように加える。

原子力安全対策課	避難対策室	
	原子力環境センター	

第12条第5項の表地域政策課の項及び情報政策課の項を削り、同表環境政策課の項中

「

--

」を「

水質管理グループ、湖沼環境調整スタッフ
---------------------

」

に改め、同表医療政策課の項中

「

医療政策課	がん対策推進室	
	医師確保対策室	

」

を

「

医療政策課	医師確保対策室	
-------	---------	--

」

に改め、同項の次に次のように加える。

健康推進課	がん対策推進室	
-------	---------	--

第12条第5項の表観光振興課の項中「特設会場運営グループ、会場周辺運営スタッフ」を「主会場運営グループ、地域連携スタッフ」に改める。

第14条第1項の表総務部の部総務課の項第7号中「並びに通送」を削り、同部原子力安全対策課の項を次のように改める。

原子力安全対策課

- (1) 原子力の安全対策及び防災対策に関すること。
- (2) 原子力災害時の広域避難に関すること（避難対策室）。
- (3) 原子力発電所に係る環境放射能等の常時監視、調査研究及びその広報に関すること（原子力環境センター）。
- (4) 緊急時の環境放射能等の調査解析研究に関すること（原子力環境センター）。

第14条第1項の表総務部の部総務事務センターの項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 嘱託職員の報酬及び臨時職員の賃金の支給に関すること。

第14条第1項の表総務部の部総務事務センターの項第4号を次のように改める。

(4) 旅費の支給に関すること。

第14条第1項の表総務部の部総務事務センターの項に次の3号を加える。

(6) 物品等の調達に関すること。

(7) 県有自動車の定期点検等の委託に関すること。

(8) 通送に関すること。

第14条第1項の表地域振興部の部地域政策課の項第1号を次のように改める。

(1) 中山間地域研究センターに関すること（他課の所掌に属するものを除く。第5号及び第7号において同じ。）。

第14条第1項の表地域振興部の部地域政策課の項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を削り、第6号を第3号とし、同号の次に次の3号を加える。

(4) 電源立地に係る連絡調整に関すること。

(5) 電源立地対策等に関すること。

(6) 電力供給施設の整備促進に関すること。

第14条第1項の表地域振興部の部地域政策課の項第7号を次のように改める。

(7) 再生可能エネルギーの利活用の推進に関すること。

第14条第1項の表地域振興部の部地域政策課の項第8号から第11号までを削り、同項の次に次の1項を加える。

しまね暮らし推進課

(1) 市町村の施策の支援に係る総合調整に関すること。

(2) 市町村の広域的な地域振興に関すること。

(3) 離島、半島地域、過疎地域、辺地及び山村の振興に関すること。

(4) 地方拠点都市地域の整備に関すること。

(5) 中山間地域対策の総合調整及び推進に関すること。

(6) 中山間地域の研究に関すること。

(7) 定住施策の企画立案に関すること。

(8) 公益財団法人ふるさと島根定住財団の業務運営の指導に関すること。

第14条第1項の表地域振興部の部情報政策課の項第7号から第9号までの規定中「（電子自治体推進室）」を削り、同部土地資源対策課の項を削り、同表環境生活部の部自然環境課の項第3号中「自然環境保全地域」を「自然公園」に改め、同項第5号中「自然公園」を「自然環境保全地域」に改め、同項第6号中「希少野生動植物種の保存」を「生物多様性及び希少野生動植物種の保護」に改め、同項第8号中「財団法人しまね自然と環境財団」を「公益財団法人しまね自然と環境財団」に改め、同項に次の1号を加える。

(9) 隠岐ジオパークの支援及び推進に関すること。

第14条第1項の表健康福祉部の部健康福祉総務課の項に次の1号を加える。

(7) 原子力災害時における要援護者の避難対策に関すること。

第14条第1項の表健康福祉部の部医療政策課の項第9号を削り、同部健康推進課の項に次の1号を加える。

(17) がん対策の推進及び総合調整に関すること（がん対策推進室）。

第14条第1項の表健康福祉部の部高齢者福祉課の項第4号中「策定」を「進行管理」に改め、同部薬事衛生課の項第5号中「、毒物劇物及び生薬」を「及び毒物劇物」に改め、同表農林水産部の部農業経営課の項第17号中「農業大学校」を「農林大学校」に改め、同部農畜産振興課の項第2号中「競争力強化生産総合対策」を「農業競争力強化対策」に改め、同項第3号中「及び米の生産数量調整の推進」を「の推進及び米の需給調整」に改め、同項第4号中「農林水産振興がんばる地域応援総合事業」を「新農林水産振興がんばる地域応援総合事業」に改め、同部農地整備課の項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 土地災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく緊急調査及び土砂災害緊急情報に関すること。

第14条第1項の表農林水産部の部林業課の項第23号、同部森林整備課の項第12号及び同部水産課の項第19号中「農林水産振興がんばる地域応援総合事業」を「新農林水産振興がんばる地域応援総合事業」に改め、同表商工労働部の部産業振興課の項第8号中「財団法人しまね産業振興財団」を「公益財団法人しまね産業振興財団」に改め、同部雇用政策課の項第14号中「財団法人ふるさと島根定住財団」を「公益財団法人ふるさと島根定住財団」に改め、同表土木部の部土木総務課の項第3号中「財団法人島根県建設技術センター」を「公益財団法人島根県建設技術センター」に改め、同部用地対策課の項中第8号を第14号とし、第5号から第7号までを6号ずつ繰り下げ、第4号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (10) 事業認定審議会に関すること。

第14条第1項の表土木部の部用地対策課の項中第3号を第8号とし、第2号の次に次の5号を加える。

- (3) 土地利用対策の総合調整に関すること。  
 (4) 国土利用計画及び土地利用基本計画に関すること。  
 (5) 土地取引の規制に関すること。  
 (6) 地価調査に関すること。  
 (7) 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）の施行に関すること。

第14条第1項の表土木部の部河川課の項第10号中「水資源」を「河川に係る水資源」に改め、同部砂防課の項に次の1号を加える。

- (12) 大規模土砂災害の緊急調査及び土砂災害緊急情報に関すること。

第14条第1項の表土木部の部建築住宅課の項に次の1号を加える。

- (19) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）に基づく届出事務（宅地建物取引業者に係るものに限る。）に関すること。

第14条第1項の表出納局の部会計課の項第4号中「県有自動車」の次に「の運行管理等」を加える。

「

第16条第2項の表中	技監	上司の命を受け、部又は局の事務のうち、特定の重要な施策に係る技術に関する事務を掌理する。	を
------------	----	--	---

」

「

技監	上司の命を受け、部又は局の事務のうち、特定の重要な施策に係る技術に関する事務を掌理する。	に改める。
医療統括監		

」

第17条の表農林水産部の主管に属する機関の部中「農業大学校」を「農林大学校」に改める。

第21条第2項の表県民局の部中「、会計グループ」を削り、同表農林局の部林業部の項中「林業振興・普及グループ」を「林業振興・普及第一グループ、林業振興・普及第二グループ」に改め、同表県土整備局の部業務部の項の次に次のように加える。

	企画調整スタッフ
--	----------

第21条第2項の表県土整備局の部農林工務部の項中「、農道整備グループ」を削り、同部土木工務部の項中「道路建設グループ、河港砂防グループ」を「土木工務第一グループ、土木工務第二グループ」に改め、同条第5項中「道路グループ及び島前河港砂防グループ」を「工務第一グループ及び工務第二グループ」に改め、同条第8項の表県民局の部中第19号を削り、第20号を第19号とし、第21号を第20号とし、同表農林局の部農政・普及部の項第10号中「及び米の生産数量調整の推進」を「の推進及び米の需給調整」に改め、同部林業部の項第21号中「農林水産振興がんばる地域応援総合事業」を「新農林水産振興がんばる地域応援総合事業」に改め、同表県土整備局の部業務部の項に次のように加える。

企画調整スタッフ

- (1) 管内地域づくりに関すること。
- (2) 市町村等の要望に関すること。
- (3) 公共事業のコスト縮減に関すること。
- (4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に関すること。
- (5) 建設副産物対策に関すること。

第21条第8項の表県土整備局の部維持管理部の項第1号中「次号、第5号及び第6号において同じ。」を削り、同項第2号、第5号及び第6号中「及び工事の執行」を削り、同部土木工務部の項第1号中「第5号及び第6号において同じ。」を削り、同部技術管理スタッフの項中第3号から第5号までを削り、第6号を第3号とし、同項に次の1号を加える。

- (4) 会計実施検査に関すること。

第22条第2項の表東部県民センターの部総務管理部の項中「、管理グループ、会計グループ」を削り、同部納税部の項中「収納管理グループ」を「特別滞納整理スタッフ、収納管理グループ」に改め、「、特別滞納整理スタッフ」を削り、同部課税部の項中「課税調査グループ」を「課税調査スタッフ、課税調査グループ」に改め、同表西部県民センターの部総務企画部の項中「、会計グループ」を削り、同部税務部の項中「納税グループ」を「特別滞納整理スタッフ、納税グループ、課税調査スタッフ、課税調査グループ」に改め、「、特別滞納整理スタッフ」を削り、同条第4項の表以外の部分中「グループ」の次に「又はスタッフ」を加え、同項の表中

「		「						
<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">グループ</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">総務グループ、会計グループ、納税グループ</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">総務グループ、納税グループ、川本駐在グループ</td></tr> </table>	グループ	総務グループ、会計グループ、納税グループ	総務グループ、納税グループ、川本駐在グループ	を	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">グループ又はスタッフ</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">総務グループ、納税グループ</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">総務グループ、納税グループ、川本駐在スタッフ</td></tr> </table>	グループ又はスタッフ	総務グループ、納税グループ	総務グループ、納税グループ、川本駐在スタッフ
グループ								
総務グループ、会計グループ、納税グループ								
総務グループ、納税グループ、川本駐在グループ								
グループ又はスタッフ								
総務グループ、納税グループ								
総務グループ、納税グループ、川本駐在スタッフ								
」		」						

改め、同条第5項中「西部県民センター県央事務所川本駐在グループ」を「西部県民センター県央事務所川本駐在スタッフ」に改め、同条第6項の表以外の部分中「県央事務所川本駐在グループ」を「県央事務所川本駐在スタッフ」に改め、同項の表総務管理部及び総務企画部の項中第18号を削り、第19号を第18号とし、第20号を第19号とし、同表課税部の項を次のように改める。

課税部

県税及び県税に係る附帯金の賦課に関すること。

第22条第6項の表事務所の部第15号中「益田事務所を除く」を「雲南事務所に限る」に改め、同部中第16号を削り、第17号を第16号とし、同部県央事務所川本駐在グループの項中「県央事務所川本駐在グループ」を「県央事務所川本駐在スタッフ」に改め、同項第3号及び第4号を削る。

第36条第4項の表環境衛生部の項第7号中「、毒物劇物及び生薬」を「及び毒物劇物」に改める。

第37条第3項の表以外の部分中「及び原子力環境センター（以下この項及び次項において「部等」という。）」及び「

		「		
保健環境科学研究所又は	を削り、「部等」を「部」に改め、同項の表中	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">部等</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"> </td></tr> </table>	部等	
部等				
		を		
		」		

		「		
<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">部</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">総務企画部</td></tr> </table>	部	総務企画部	に改め、原子力環境センターの項を削り、同条第4項中「グループ、スタッフ及び部等」	」
部				
総務企画部				

を「部」に改め、同項の表総務企画情報グループの項を次のように改める。

総務企画部

- (1) 庶務に関すること。
- (2) 保健情報の解析提供及び調査研究に関すること。
- (3) 部の所掌に属しない事項に関すること。
- (4) 検査等の事務の管理に関すること。

第37条第4項の表企画調整・G L Pスタッフの項及び原子力環境センターの項を削る。

第46条第2項の表東部農林振興センターの部中海干拓営農部の項を削り、同表西部農林振興センターの部中「構造対策緊急地域スタッフ」を「構造対策緊急地域・総合特区スタッフ」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、同条第6項の表東部農林振興センター雲南事務所の部林業部の項中「林業普及グループ」を「林業普及第一グループ、林業普及第二グループ」に改め、同条第6項を同条第5項とし、同条中第7項を第6項とし、第8項を第7項とし、同条第9項中「、中海干拓営農部」を削り、同項を同条第8項とし、同条第10項の表農政部の部第10号中「及び米の生産数量調整の推進」を「の推進及び米の需給調整」に改め、同項の表中海干拓営農部の部を削り、同表林業部の部第21号及び同表事務所の部林業部の項第15号中「農林水産振興がんばる地域応援総合事業」を「新農林水産振興がんばる地域応援総合事業」に改め、同条第10項を同条第9項とする。

第47条第3項中「、スタッフ又は担当」を「又はスタッフ」に改める。

第48条の見出しを「(農林大学校)」に改め、同条第1項中「島根県立農業大学校条例」を「島根県立農林大学校条例」に、「農業大学校は」を「農林大学校は」に改め、同条第2項中「農業大学校」を「農林大学校」に改める。

第61条第2項の表技術部の項中「情報デザイングループ」を「情報・ヒューマンアメニティグループ」に改める。

第63条第1項の表出雲高等技術校の項を削り、同条第2項中「、スタッフ又は担当」を「又はスタッフ」に改め、同項の表出雲高等技術校の項を削り、同条第3項第4号中「西部高等技術校を除く」を「東部高等技術校に限る」に改める。

第64条第2項の表松江県土整備事務所の部中

「

業務部	総務グループ、契約業務グループ、用地第一グループ、用地第二グループ、用地第三グループ、用地スタッフ
-----	---

を

「

業務部	総務グループ、契約業務グループ、用地第一グループ、用地第二グループ、用地第三グループ、用地スタッフ
	企画調整スタッフ

に改め、同部土木工務部

」

の項中「道路建設第一グループ、道路建設第二グループ、河川港湾グループ、砂防グループ」を「土木工務第一グループ、土木工務第二グループ、土木工務第三グループ、土木工務第四グループ」に改め、同表雲南県土整備事務所の部中

「

業務部	総務グループ、契約業務グループ、用地グループ
-----	------------------------

を

「

業務部	総務グループ、契約業務グループ、用地グループ
	企画調整スタッフ

に改め、同部土木工務部

」

の項中「道路建設第一グループ、道路建設第二グループ、河川砂防グループ」を「土木工務第一グループ、土木工務第二グループ、土木工務第三グループ」に改め、同表出雲県土整備事務所の部中

「

業務部	総務グループ、契約業務グループ、用地第一グループ、用地第二グループ、高速・街路用地スタッフ
-----	---

を

」

「

業務部	総務グループ、契約業務グループ、用地第一グループ、用地第二グループ、高速・街路用地スタッフ
	企画調整スタッフ

に改め、同部土木工務部

」

の項中「道路建設第一グループ、道路建設第二グループ、河川砂防グループ、河港砂防グループ」を「土木工務第一グループ、土木工務第二グループ、土木工務第三グループ、土木工務第四グループ」に改め、同表県央県土整備事務所の部中

「

業務部	総務グループ、契約業務グループ、用地グループ
-----	------------------------

を

」

「

業務部	総務グループ、契約業務グループ、用地グループ
	企画調整スタッフ

に改め、同部土木工務部

」

の項中「道路建設第一グループ、道路建設第二グループ、河川砂防グループ」を「土木工務第一グループ、土木工務第二グループ」に改め、同表浜田県土整備事務所の部中

「

業務部	総務グループ、契約業務グループ、用地グループ
-----	------------------------

を

」

「

業務部	総務グループ、契約業務グループ、用地グループ
	企画調整スタッフ

に改め、同部維持管理部

」

の項中「管理第一グループ、管理第二グループ、御部・大長見ダム管理グループ、八戸ダム管理グループ、維持グループ」を「管理グループ、御部・大長見ダム管理グループ、維持第一グループ、維持第二グループ、八戸ダム管理グループ」に改め、同部土木工務部の項中「道路建設第一グループ、道路建設第二グループ、河港砂防第一グループ、河港砂防第二グループ」を「土木工務第一グループ、土木工務第二グループ、土木工務第三グループ、土木工務第四グループ」に改め、同表益田県土整備事務所の部中

「

業務部	総務グループ、契約業務グループ、用地第一グループ、用地第二グループ
-----	-----------------------------------

を

」

「

業務部	総務グループ、契約業務グループ、用地第一グループ、用地第二グループ
	企画調整スタッフ

に改め、同部土木工務部

」

の項中「道路建設グループ、河港砂防グループ」を「土木工務第一グループ、土木工務第二グループ」に改め、同条第4

項の表松江県土整備事務所広瀬土木事業所の項中「布部ダム管理グループ、維持グループ、道路建設グループ、河港砂防グループ」を「維持グループ、工務第一グループ、工務第二グループ、布部ダム管理グループ」に改め、同表県央県土整備事務所大田事業所の項中「道路建設グループ、河港砂防グループ」を「土木工務第一グループ、土木工務第二グループ」に改め、同表益田県土整備事務所津和野土木事業所の項中「道路建設グループ、河川砂防グループ」を「工務第一グループ、工務第二グループ」に改め、同条第5項中「又は事業所」を削り、同条第6項の表業務部の項第15号及び第16号中「浜田県土整備事務所」を「県央県土整備事務所」に改め、同条第6項の次に次のように加える。

企画調整スタッフ

- (1) 管内地域づくりに関すること。
- (2) 市町村等の要望に関すること。
- (3) 公共事業のコスト縮減に関すること。
- (4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関すること。
- (5) 建設副産物対策に関すること。

第64条第6項の表維持管理部の項中「あつては第4号に規定する事務」の次に「、第9号に規定する事務」を加え、同表技術管理スタッフの項中第3号から第5号までを削り、第6号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (4) 会計実施検査に関すること。

第64条第6項の表志津見ダム・尾原ダム対策スタッフの項中「及び工事の執行」を削り、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 益田県土整備事務所石見空港管理所に、業務グループを置く。

第66条第4項第5号を削る。

第69条第2項の表中

出雲高等技術校	教頭
東部高等技術校	

を

「

東部高等技術校	教頭
---------	----

に改める。

」

第70条第2項の表隠岐支庁県民局税務グループの項の次に次のように加える。

西部県民センター税務部課税調査スタッフ	東部県民センター課税部課税調査スタッフ
西部県民センター税務部課税調査グループ	東部県民センター課税部課税調査グループ

第71条第1項の表法令によるものの部島根県国土利用計画審議会の項及び島根県土地利用審査会の項を削り、同部中

「

島根県環境審議会	環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第1項の規定による環境の保全に関する基本的事項の調査審議等に関する事務	環境政策課
----------	--	-------

」

を

「

島根県環境審議会	環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第1項の規定による環境の保全に関する基本的事項の調査審議等に関する事務	環境政策課
公害紛争あつせん委員、調停委員会及び仲裁委員会	公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）第24条第2項の規定による公害に係る紛争のあつせん、調停及び仲裁に	

」

	関する事務	
--	-------	--

に改め、同部島根県障害者施策推進協議会の項中「第26条第2項」を「第34条第2項」に改め、同部中

島根県事業認定審議会	土地収用法第25条の2第2項の規定による事業認定に係る調査審議に関する事務	用地対策課
------------	---------------------------------------	-------

を

島根県事業認定審議会	土地収用法第25条の2第2項の規定による事業認定に係る調査審議に関する事務	用地対策課
島根県国土利用計画審議会	国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第38条第1項の規定によるその権限を属せられた事項の調査審議並びに知事の諮問に応じ、県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項の調査審議に関する事務	
島根県土地利用審査会	国土利用計画法第39条第2項の規定によるその権限に属せられた規制区域の指定等並びに土地に関する権利の移転等及び遊休土地に関する事項の処理に関する事務	

に改め、同表条例によるものの部島根県原子力発電調査委員会の項中「土地資源対策課」を「地域政策課」に改める。

附則第3項中「第12条第1項又は第5項」を「第12条第5項」に改め、「スタッフ又は」を削り、同項の表竹島担当スタッフの項を削り、同表行政改革推進室の項中「平成24年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同表貿易促進支援室の項中「平成24年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。